

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

社会福祉法人綾川町社会福祉協議会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人綾川町社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
- (3) 報酬と次号に定める費用は、明確に区分する。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員等に報酬は、支弁しない。

(費用)

第4条 役員等の職務の遂行に当たって負担した費用については、本会諸規程に基づき、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払う。

(公表)

第5条 本会は、本規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

本規程は、平成29年 6月19日より実施する。